

【参考資料 1】

令和 3 年 3 月 5 日

千葉市立学校長 様

学 事 課 長

地震発生時の対応について（依頼）

日頃より学校防災への取組についてご理解、ご協力いただきまして感謝申し上げます。

東日本大震災発生から 10 年を迎えようとする中、令和 3 年 2 月 13 日に福島県沖を震源とする地震が発生し、東北地方を中心に被害が発生しました。本市域においても震度 4 の揺れが観測され、管理職の皆様には学校施設の安全点検を行っていただきました。これまでも「学校総合防災マニュアル」の改訂等を通して、各学校における防災体制の構築を進めているところですが、地震発生時の対応がよりの確に行えるように強化する必要があります。

つきましては、各学校における地震発生時の対応について下記の内容を確認し、全職員に周知をお願いします。

記

1 地震発生時の被害状況の確認事項

市域（市に属する範囲）において震度 4 以上の地震が発生した場合には、速やかに各学校で（1）～（3）について状況を確認する。夜間に災害が発生した場合には、翌日の早朝に確認を行うなど臨機応変に対応する。

（1）学校施設

①建物内壁、外壁、継ぎ目や基礎部分 ②ライフライン（水道、電気、ガス）
③通信（電話回線、インターネット回線） ④天井、照明器具 ⑤備品、設備機器
⑥重量物等 ⑦窓・ガラス ⑧防災設備（火災警報器、防火シャッター等）
⑨運動場 ⑩体育館等 ⑪プール ⑫理科室等薬品庫 ⑬学校敷地外周（フェンス、擁壁等）
⑭樹木・電柱等

（2）通学路

①道路（陥没、崩壊） ②周辺建物（外壁等のひび割れ・崩落・崩壊） ③電線等
④信号機等 ⑤街路樹等 ⑥ブロック塀、自動販売機、石灯籠等 ⑦広告、看板等

（3）周辺地域

①住宅、建物 ②ライフライン ③通信 ④交通機関等 ⑤河川、崖等

2 被害状況の報告

（1）各学校長は施設等の被害状況を確認し、必要に応じて消防・警察等関係機関へ通報を行うとともに、緊急を要する被害がある場合は配付済みの「夜間・休日事故発生時の緊急連絡系統」に基づき、速やかに学校施設課に報告する。

（2）登下校時刻の変更や臨時休業等、学校運営に関連する内容に変更等が生じた場合には学事課統括管理主事に報告する。

（3）被害（人的・物的）が生じた場合には CHAINS 全庁フォルダ内の「【重要】自然災害等による被害等の状況報告」に入力する。

N:¥71_教育委員会事務局¥71201000_学校教育部学事課¥10_学校安全関係¥【共有フォルダ】¥【重要】自然災害等による被害等の状況報告 ¥【最新】被害状況報告

担当 学事課 甲斐 安弘
電話 245-5928